

令和7年度採用  
別府市立幼稚園臨時講師採用試験実施要項（産前休暇代替職員）

1 職種 幼稚園臨時講師

2 採用予定者数 1人

3 受験資格

次の（1）～（3）までの全ての条件を満たす者

（1）幼稚園教諭免許取得済みの者（年齢不問）

（2）地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定のある以下の欠格条項に該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 別府市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 教員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ⑤ 教員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

（3）令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は4（2）①エの誓約書の裏面を参照してください。

4 申込手続

（1）申込先

〒874-8511 別府市上野口町1番15号（別府市役所5階）

別府市教育委員会 教育部 教育政策課 教育政策係

電話0977-21-1582（直通）

（2）申込方法

次の書類を受付期間内に申込先（教育政策課）へ持参又は郵送にて提出してください。電話、Eメール及びFAXでの申込みはできません。

※採用人数が定員に達した時点で募集を締め切ります。

① 所定の申込書類（下記ア～エの書類）

別府市公式ホームページからダウンロードしてください。

（教育政策課でも配布しています。）

ア 令和7年度別府市立幼稚園臨時講師採用試験申込書（産前休暇代替職員）

※顔写真を必ず貼付してください。

- イ 学歴・職務経歴票
- ウ 質問票
- エ 誓約書

② 幼稚園教諭免許状・証明書（下記ア～ウをご参照ください。）

※持参の場合は、原本を窓口で提示してください。教育政策課にて写しをとります。

※郵送の場合は、一旦、写しを送付していただきますが、試験当日に原本を必ず提示してください。教育政策課にて写しをとります。

- ア 旧免許状をお持ちの方(平成21年3月31日以前に初めて教員免許状を取得された方)

○更新手続き等を行ったことがある場合…免許状と証明書

※証明書…更新講習修了確認証明書、修了確認期限延期証明書、免許状更新講習免除証明書

○更新手続き等を行ったことがない場合…免許状のみ

免許状や証明書に記載の「修了確認期限」が令和4年7月1日より前でかつその時点で幼稚園教諭の職に就いていた場合、免許状は失効しています。

- イ 新免許状をお持ちの方(平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得された方)

○更新・延長手続きを行ったことがある場合…免許状と証明書

※証明書…有効期間更新等証明書又は有効期間延長証明書

○更新・延長手続きを行ったことがない場合…免許状のみ

所有する全ての教員免許状及び証明書に記載されている「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日が令和4年7月1日より前の日である場合、免許状は失効しています。

- ウ 免許状が失効している方

○アとイと同じ。

免許状が失効していると幼稚園臨時講師として勤務することができません。必ず再授与の申請をして令和8年3月31日までに有効な免許状の原本を提示してください。また申込書に取得済の免許を記入する際、最後に「(失効)」と記入してください。再授与の申請については都道府県教育委員会にお問合せください。

③ 返信用封筒（長形3号）

※住所及び氏名を記載し、110円切手を貼付してください。

5 試験の日時・場所

(1) 試験日時

受付後、試験日時が決まり次第お電話にて連絡いたします。

(2) 試験会場

別府市役所 5階 教育委員会室（別府市上野口町1番15号）

※試験会場は、変更になる場合がありますが、その場合は別途お知らせします。

6 試験の方法及び内容

(1) 書類による選考

(2) 面接試験

※必要な適性を有する者がいない場合、採用しないことがあります。

※提出された書類は、採用の資料に使用するもので、ほかの目的には使用しません。

なお、合否にかかわらず返却できませんので御了承ください。

7 合格発表 試験の結果は、受験者全員に書面で通知します。

8 主な業務内容 別府市立幼稚園教諭に準じる業務

9 採用後の勤務条件

(1) 任用期間

任用年月日から令和8年3月31日の間で別府市教育委員会が指定する日まで

（現在のところ令和8年3月18日までの予定）

※更新の有無は、現時点で未定です。

(2) 勤務時間等

勤務日：原則として月曜日から金曜日（土、日曜及び祝日が勤務になる場合あり）

勤務時間：午前8時20分から午後4時50分までの7時間45分

※途中45分の休憩が付与されます。

※始業及び終業時刻は配置先に応じて定まります。

(3) 給料等

給料月額：（短大卒）250,328円～※職歴等に応じて加算あり

諸手当：通勤・住居手当、その他職員手当の支給あり

その他：社会保険なし、休暇制度あり

給料等勤務条件は、改定される場合があります。

【問合せ先】

別府市教育委員会 教育部 教育政策課 教育政策係

〒874-8511

別府市上野口町1番15号（別府市役所5階）

TEL 0977-21-1582（直通）

教育政策課メールアドレス gen-be@city.beppu.lg.jp

別府市ホームページ <https://www.city.beppu.oita.jp>